

北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程

〔平成 25 年 4 月 1 日〕
〔企業管理規程第 13 号〕

改正	平成 26 年 12 月 25 日	企業管理規程第 4 号
	平成 27 年 4 月 1 日	企業管理規程第 3 号
	平成 28 年 3 月 1 日	企業管理規程第 6 号
	平成 29 年 3 月 1 日	企業管理規程第 4 号
	平成 30 年 3 月 1 日	企業管理規程第 2 号
	平成 31 年 3 月 1 日	企業管理規程第 1 号
	令和 2 年 3 月 1 日	企業管理規程第 1 号
	令和 2 年 6 月 1 日	企業管理規程第 5 号
	令和 2 年 9 月 1 日	企業管理規程第 9 号
	令和 2 年 12 月 1 日	企業管理規程第 10 号
	令和 3 年 4 月 1 日	企業管理規程第 2 号
	令和 4 年 2 月 15 日	企業管理規程第 5 号
	令和 4 年 3 月 1 日	企業管理規程第 6 号
	令和 4 年 3 月 31 日	企業管理規程第 8 号
	令和 4 年 6 月 1 日	企業管理規程第 10 号
	令和 4 年 10 月 1 日	企業管理規程第 13 号
	令和 4 年 11 月 11 日	企業管理規程第 14 号
	令和 5 年 3 月 1 日	企業管理規程第 1 号
	令和 5 年 3 月 23 日	企業管理規程第 3 号
	令和 5 年 8 月 1 日	企業管理規程第 8 号
	令和 6 年 3 月 1 日	企業管理規程第 1 号
	令和 6 年 12 月 1 日	企業管理規程第 9 号
	令和 7 年 3 月 21 日	企業管理規程第 3 号
	令和 7 年 12 月 18 日	企業管理規程第 9 号
	令和 8 年 2 月 26 日	企業管理規程第 3 号
	令和 8 年 8 月 31 日	企業管理規程第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、北播磨総合医療センター企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 25 年条例第 8 号。以下「条例」という。）に定めるも

ののほか、職員の給与の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(給与の支払)

第2条 職員の給与は、直接本人に現金で支払うものとする。ただし、職員から自己名義の預金口座への振込みの申出があるときは、口座振替の方法により支払うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。

- (1) 団体契約にかかる生命保険料及び損害保険料
- (2) 勤労者財産形成貯蓄契約に基づく貯金
- (3) 兵庫県市町村職員共済組合が行う貯金事業の預金及び貸付事業の償還金
- (4) 個人年金共済制度の掛金
- (5) 個人型確定拠出年金の掛金
- (6) 院内保育所及び院内病児・病後児保育室の利用にかかる保育料等
- (7) 職員の居住の用に供する職員宿舍の使用料
- (8) 職員団体の組合費
- (9) 所属する医師会にかかる会費
- (10) 医療機器等の破壊、紛失等にかかる損害賠償金
- (11) 職員互助会にかかる会費
- (12) 病院施設内の個人的使用料等
- (13) 前各号に掲げるもののほか、給与から控除する必要があるものと病院長が認めるもの

(給料の支給)

第3条 給料は、月の1日から末日までの期間（以下「給与期間」という。）について、その全額をその月の20日に支給する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、土曜日又は日曜日でない日に支給する。

2 新たに採用されて職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給又は降給等により、給料の額に異動を生じた職員には、その日から新たに定められた給料を支給する。

3 職員が離職したときは、その日までの給料を支給する。

4 職員が死亡したときは、その死亡の日の属する月の給料の全額を支給する。

5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合で、給与期間の初日か

ら支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料月額、その期間の現日数から北播磨総合医療センター企業団職員就業規程（平成25年北播磨総合医療センター企業団管理規程第8号。以下「就業規程」という。）第24条第1項に規定する週休日（以下「週休日」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算（以下「日割計算」という。）する。

（休職等の場合の給料の支給）

第4条 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。

- (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
- (2) 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の許可（以下「専従許可」という。）を受け、又は専従許可の有効期間の終了により復職した場合
- (3) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合
- (4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
- (5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合
- (6) 法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合
- (7) 給与を支給しないこととされている休暇（以下「無給の休暇」という。）を与えられ、又は無給の休暇の終了により職務に復帰した場合

2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、停職にされ、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をし、又は法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をしている職員が、給料の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その日以後速やかにその給与期間中の給料を支給する。

（給料表）

第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 医療職給料表（1） （別表第1）
- (2) 医療職給料表（2） （別表第2）
- (3) 医療職給料表（3） （別表第3）

(4) 事務職給料表 (別表第4)

- 2 給料表に定める職務の級に分類する場合の基準となるべき職務の内容については、企業長が別に定める。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第6条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、企業長が別に定める基準に従い決定する。

- 2 職員が現に格付けされている職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、企業長が別に定めるところにより決定する。

- 3 職員の昇給は、企業長が別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

- 4 前項の規定により職員(55歳(医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては57歳。次項において同じ。)を超える職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号給の号給数を4号給(医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの及び医療職給料表(2)、医療職給料表(3)又は事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4级以上であるものにあつては、3号給)とすることを標準として企業長が別に定める基準に従い決定するものとする。

- 5 55歳を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給の号給数は、次の各号に掲げる号給数とする。

(1) 勤務成績が極めて良好である職員 2号給

(2) 勤務成績が特に良好である職員 1号給

- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

- 7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料)

第7条 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、就業規程第23条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項で規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(短時間勤務職員の給料)

第8条 育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）及び育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、就業規程第23条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

（管理職手当）

第9条 条例第4条に規定する企業長が指定する管理又は監督する地位にある職員及び支給する管理職手当の額は、次に掲げるとおりとする。

給料表区分		職務の級における 役職名	支給月額
給料表	職務の級		
医療職給料表（1）	4	病院長	350,000円
		副院長	200,000円
	3	院長補佐	200,000円
医療職給料表（2）	5	副院長	120,000円
		部長、センター長	100,000円
		次長、副センター長	80,000円
	4	課長、室長、センター長	70,000円
		主幹	60,000円
		副室長、副センター長	50,000円
医療職給料表（3）	5	副院長	120,000円
		部長、センター長	100,000円
		次長、副センター長	80,000円
	4	課長、室長、センター長	70,000円
		主幹	60,000円
		副課長、副室長、副センター長	50,000円
事務職給料表	5	理事	120,000円
		部長、参事、センター長	100,000円
		次長、副センター長	80,000円
	4	課長、室長、センター長	70,000円
		主幹	60,000円
		副課長、副室長、副センター長	50,000円

2 前項の表に規定する役職名以外の役職を有する者に対する管理職手当の額は、担任する職務の内容、職責等を考慮して企業長が別に定める。

- 3 第1項に掲げる一の職を占める職員が、同項に掲げる他の職を兼ねる場合においてもその兼ねる職に係る管理職手当は支給しない。
- 4 職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病（以下「公務傷病等」という。）にかかり条例第20条の規定に基づいて勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除く。以下同じ。）には、管理職手当は、支給しない。
- 5 前項の場合において、管理職手当を支給する職について、支給期間の全部を代理した職員については、その代理した職について定められた管理職手当を支給することができる。

（役職手当）

第10条 条例第5条に規定する役職手当の支給対象の職員及び額は、次に掲げるとおりとする。ただし、第9条に規定する管理職手当の支給対象の職員は、これを支給しない。

2	給料表区分	役職名	支給月額
	医療職給料表（1）	感染対策部長、医療の質・安全管理部長、診療部長、先端医療センター長、がん総合診療センター長、認知症診療センター長、臨床研修センター長、患者総合サポートセンター長	30,000円
		診療科長（所管する所属に診療科長以外の職員が所属している場合）	20,000円
		診療科長（所管する所属に診療科長以外の職員が所属していない場合）	10,000円

前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による役職手当の支給について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第10条第1項」と、第2項から第4項までの項中「管理職手当」とあるのは「役職手当」と読み替えるものとする。

（扶養手当）

第11条 条例第6条に規定する扶養手当の月額、同条第2項第1号に該当する扶養親族（以下この条において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当す

る扶養親族については1人につき6,500円とする。

- 2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 3 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を扶養親族届(様式第1号)により企業長に届け出なければならない。
 - (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は条例第6条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)
- 4 企業長は、職員から前項の規定による届出を受けたときは、扶養親族届記載の扶養親族が条例第6条第2項に定める要件を備えているかどうかを審査し、扶養親族として認定するものとする。
- 5 条例第6条第2項に該当する扶養親族があっても次の各号に掲げる者は、扶養親族としての認定を行わないものとする。
 - (1) 民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者
 - (2) その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年額130万円(満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円)程度以上である者
 - (3) 重度心身障害者については、前2号によるほか、終身労務に服することができない程度でない者
- 6 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である事実の証明がある場合に限り、その職員の扶養親族として認定することができる。
- 7 企業長は、扶養親族の認定を行うに当たって必要と認めるときは、扶養親族たる要件を具備しているかどうかを証明するに足る書類の提出を求めることができる。
- 8 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族がない職員に第3項第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(これらの

日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

9 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第3項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第3項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第3項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
(地域手当)

第12条 条例第7条に規定する地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 条例第7条第1号に掲げる職員（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第16条の2第1項の規定による臨床研修中の者並びに医師免許又は歯科医師免許を取得後の実務経験の期間が2年未満の医師又は歯科医師（以下「研修医」という。）を除く。） 100分の10
- (2) 前号以外の職員 100分の4
(住居手当)

第13条 条例第8条に規定する企業管理規程で定める職員は、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員とする。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる職員には適用しない。

- (1) 企業団が設置する職員宿舎に居住している職員
- (2) 企業団が借上げた職員宿舎に居住している職員

- (3) 配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者（条例第6条に規定する扶養親族で第11条第3項の規定による届出がされている者に限る。）以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び企業長がこれに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員
- 3 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。
- (1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
- (2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）に11,000円を加算した額
- 4 新たに条例第8条の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届（様式第2）により、その居住の実情を速やかに企業長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額に変更があった場合についても、同様とする。
- 5 企業長は、職員から前項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第8条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。
- 6 第4項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、企業長が別に定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。
- 7 住居手当の支給は、職員が新たに条例第8条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第4項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 8 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居

手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

- 9 企業長は、現に住居手当の支給を受けている職員が条例第8条の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

(通勤手当)

第14条 条例第9条に規定する通勤とは、職員が勤務のためその者の住居と勤務場所との間を往復することをいう。

- 2 条例第9条第1号に規定する職員の通勤手当の額は、支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として企業長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1月）をいう。以下同じ。）につき、第7項で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。

- 3 条例第9条第2号に規定する職員の通勤手当の額は、その者の自動車等の使用距離（職員の住居から勤務場所までに至る経路のうち、一般に利用し得る最短の経路をいう。以下同じ。）に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して企業長が別に定める職員にあつては、その額に企業長が別に定める割合を乗じて得た額）とする。

(1) 片道5キロメートル未満の者 2,000円

(2) 片道5キロメートル以上10キロメートル未満の者 4,200円

(3) 片道10キロメートル以上15キロメートル未満の者 7,300円

(4) 片道15キロメートル以上20キロメートル未満の者 10,400円

(5) 片道20キロメートル以上25キロメートル未満の者 13,500円

(6) 片道25キロメートル以上30キロメートル未満の者 16,600円

(7) 片道30キロメートル以上35キロメートル未満の者 19,700円

(8) 片道35キロメートル以上40キロメートル未満の者 22,800円

(9) 片道40キロメートル以上45キロメートル未満の者 25,900円

- (10) 片道45キロメートル以上50キロメートル未満の者 29,100円
 - (11) 片道50キロメートル以上55キロメートル未満の者 32,300円
 - (12) 片道55キロメートル以上60キロメートル未満の者 35,500円
 - (13) 片道60キロメートル以上65キロメートル未満の者 38,700円
 - (14) 片道65キロメートル以上70キロメートル未満の者 42,200円
 - (15) 片道70キロメートル以上75キロメートル未満の者 45,700円
 - (16) 片道75キロメートル以上80キロメートル未満の者 49,200円
 - (17) 片道80キロメートル以上85キロメートル未満の者 52,700円
 - (18) 片道85キロメートル以上の者 55,000円
- 4 条例第9条第3号に規定する職員の通勤手当の額は、第7項で定めるところにより算出したその者の1月当たりの運賃等相当額と、前項に定める額(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員で自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満のものである場合を除く。)との合計額(その額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。
- 5 交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。
- 6 前項の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、正規の勤務時間が深夜に及ぶため、これにより難しい場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。
- 7 第2項及び第4項に規定する運賃等相当額(以下「運賃等相当額」という。)は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）
を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 通
用期間が支給単位期間である定期券の価額
 - (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められ
る交通機関等 当該回数乗車券等の通勤 2 1 回分（交替制勤務に従事する
職員等にあつては、平均 1 月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額
 - (3) 企業長の定める交通機関等 企業長の定める額
- 8 第 6 項ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において
利用するそれぞれの交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考
慮し、それらの算出方法に準じて算出した額とする。
- 9 条例第 9 条各号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、企業
長が、地方公務員災害補償法（昭和 4 2 年法律第 1 2 1 号）別表に掲げる障
害のため歩行することが著しく困難な職員で、交通機関等を利用し、又は自
動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認めるものとし
る。
- 10 条例第 9 条第 2 号に規定する交通の用具は、自転車、原動機付自転車及
び自動車とする。ただし、企業団の所有に属するものを除く。
- 11 職員は、新たに条例第 9 条の職員たる要件を具備するに至った場合には、
通勤届（様式第 3 号）により、その通勤の実情を速やかに届け出なければな
らない。同条の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様と
する。
- (1) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運
賃等の額に変更があつた場合
 - (2) 派遣等により勤務場所を異にした場合
- 12 企業長は、職員から前項の規定による届出があつたときは、その届出に
係る事実を定期券の提示を求める等の方法により確認し、その者が条例第 9
条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決
定し、又は改定しなければならない。
- 13 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第 9 条の職員たる要件が具備され
るに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であ
るときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員
が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡
した日、通勤手当を支給されている職員が同条の職員たる要件を欠くに至っ
た場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日で
あるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当

の支給の開始については、第 11 項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

14 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

15 条例第 9 条の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間に係る通勤手当は、支給することはできない。

16 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の第 3 条第 1 項に規定する給料の支給日に支給する。

17 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して定める額を返納させるものとする。

18 企業長は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が条例第 9 条の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時確認するものとする。

（時間外勤務手当）

第 15 条 条例第 10 条に規定する時間外勤務手当の額は、当該勤務 1 時間につき、第 17 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務 100 分の 125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100 分の 135

2 定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤

勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 第1項の規定にかかわらず、就業規程第26条の規定により、あらかじめ就業規程第24条第2項又は第25条の規定に基づき割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（週休日の振替等（就業規程第26条第1項に規定する週休日の振替等をいう。以下同じ。）が同一週において行われる場合の、就業規程第24条第1項又は第25条の規定によりあらかじめ割り振られた週休日に勤務することを命ぜられた時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の35を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の50

5 就業規程第29条に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時ま

での間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の50から第3項に規定する割合を減じた割合

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する割合」とあるのは、「100分の100」とする。

7 その日の勤務時間が始まる前に時間外勤務をしたときは、その日の時間外勤務として取り扱う。ただし、前日から引き続き翌日にわたり時間外勤務をしたときは、前日の時間外の勤務時間及び翌日の勤務時間が始まる前までの時間外勤務は、前日の時間外勤務として取り扱う。

8 公務による旅行中の職員は、その旅行期間中正規の勤務時間に勤務したものとみなす。ただし、旅行の目的地において正規の勤務時間を超えて勤務すべきことをあらかじめ命じられた場合において現に勤務し、かつ、その勤務時間につき明確に証明できるものについては時間外勤務手当を支給する

9 時間外勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、当該月の全時間数とし、それぞれ支給率の異なる部分ごとに各別に計算した時間数によって計算するものとする。この場合において、1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てて計算するものとする。

(休日勤務手当)

第16条 条例第11条に規定する休日勤務手当の額は、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額とする。

2 休日勤務手当は、休日における正規の勤務時間に相当する時間中における実働時間に対して支給するものとし、休日において正規の勤務時間に相当する時間を超えて勤務した部分については、時間外勤務手当を支給する。

3 休日が週休日に当たった場合の勤務に対しては、休日勤務手当を支給せず、時間外勤務手当を支給する。

4 勤務が2日にまたがる勤務で、その1日が休日に当たるときの休日勤務手当は、休日に当たる日の勤務に対してのみ支給する。

5 前条第9項の規定は、休日勤務手当について準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第17条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対す

る地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を7時間45分に要勤務日数（当該年度の日数から週休日及び休日（就業規程第31条に規定する休日をいう。以下同じ。）の日数を減じた日数をいう。ただし、週休日と休日が重なる場合における休日は除く。）を乗じたもので除した額とする。

（夜間勤務手当）

第18条 条例第12条に規定する夜間勤務手当の額は、次の各号に掲げる深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）において行われる勤務1回につきそれぞれ当該各号に定める額とする

- (1) 勤務時間が深夜の全部を含む勤務 15,000円
- (2) 深夜における勤務時間が4時間以上の勤務（勤務時間が深夜の全部を含む場合を除く。） 8,000円
- (3) 深夜における勤務時間が2時間超4時間未満の勤務 7,000円
- (4) 深夜における勤務時間が1時間超2時間以下の勤務 3,000円
- (5) 深夜における勤務時間が1時間以下の勤務 1,500円

（宿日直手当）

第19条 条例第13条に規定する宿日直手当の額は、宿日直勤務又は宅直勤務（救急呼出に備えて自宅等において待機を行うことをいう。以下同じ。）1回につき、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 医療職給料表（1）の適用を受ける職員が行う次に掲げる勤務の区分に応じて定める額
 - ア 宿日直許可勤務（労働基準法（昭和22年法律第49号）第41条第3号に規定する許可を受けた宿日直勤務をいう。以下同じ。） 35,000円を超えない範囲において、企業長が別に定める額
 - イ 宅直勤務 5,000円を超えない範囲において、企業長が別に定める額
- (2) 医療職給料表（2）又は医療職給料表（3）の適用を受ける職員が行う次に掲げる勤務の区分に応じて定める額
 - ア 宿日直許可勤務 6,000円を超えない範囲において、企業長が別に定める額
 - イ 宅直勤務 5,000円を超えない範囲において、企業長が別に定める額
- (3) 前2号に規定する職員以外の職員が行う宅直勤務4,200円を超えない範囲において、企業長が別に定める額

（医師手当）

第20条 条例第14条に規定する医師手当は、月額により支給するものとし、その額は次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) 研修医を除く医師及び歯科医師 給料の月額に100分の15を乗じて得た額

(2) 医師免許又は歯科医師免許を取得した年度を1年度とし、その後年度を迎えるごとに1を加算した年度数に10,000円を乗じて得た額に、次に掲げる区分に応じて定める額を加算した額（ただし、その額が200,000円を超える場合は200,000円とする。）

ア 研修医 15,000円

イ 専攻医 35,000円

ウ ア及びイ以外の医師及び歯科医師 40,000円

(3) 医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告できる事項（平成19年厚生労働省告示第108号）第1条第2号に基づき広告することができる医師及び歯科医師の専門性に関する資格を有し、職務にその資格が直接役立つと認められる場合又は診療報酬請求の要件に該当する資格を有し、その資格により診療報酬の請求ができる場合並びに学会の施設認定の標榜に寄与する資格を有する場合 当該資格の数に5,000円を乗じて得た額（ただし、その額が20,000円を超える場合は20,000円とする。）

(4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条に規定する産業医の資格を有し、職務にその資格が直接役立つと認められる場合 5,000円

2 前項第3号及び第4号に規定する医師手当の支給は、当該要件に該当するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、当該要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、支給の開始については、当該資格の確認が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その確認をした日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 医師手当の支給の対象となる職員が、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、これを支給しない。

（専門業務手当）

第21条 条例第15条に規定する専門業務手当は、次の各号に掲げる職員に月額により支給するものとし、その額は当該職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。ただし、2以上の号に該当する場合は額の多い手当額と

する。

- (1) 専門看護師として認定されている者で、当該認定されている分野の看護業務を行い、その資格が直接業務に役立つと認められる者 5,000円
 - (2) 特定行為研修を修了した看護師であって、修了した特定行為区分の看護業務を行い、その知識及び技術が直接業務に役立つと認められる次に掲げる者
 - ア 次号に規定する者 4,000円
 - イ アに掲げる者以外の者 2,000円
 - (3) 認定看護師として認定されている者で、当該認定されている分野の看護業務を行い、その資格が直接業務に役立つと認められる者 3,000円
 - (4) 助産師で分娩の介助等の業務に従事する者 3,000円
 - (5) 医学物理士で放射線治療計画の立案及び放射線治療装置の管理等の業務に従事する者 給料月額に100分の10を乗じて得た額
 - (6) 体外循環技術認定士として認定されている者で、当該認定されている分野の業務を行い、その資格が直接業務に役立つと認められる者 3,000円
 - (7) 前6号に定めるもののほか、資格又は業務の専門性等を考慮して企業長が認めた者 資格又は業務の専門性等を考慮して企業長が別に定める額
- 2 前項第1号から第7号に規定する手当の支給を受ける職員が、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、これを支給しない。

(特殊勤務手当)

第22条 条例第16条に規定する特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特別診療等手当
 - (2) 救急医療体制等確保手当
 - (3) 災害派遣等手当
 - (4) 防疫等作業手当
 - (5) 在宅勤務等手当
 - (6) 管理職特別業務手当
- 2 前項各号に掲げる特殊勤務手当の支給を受ける職員の範囲及び手当の額は、別表第5に定めるとおりとする。

(期末手当)

第23条 条例第17条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同条に規定するそれぞれの基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1) 無給休職者(法第28条第2項第1号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。)

(2) 刑事休職者(法第28条第2項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。)

(3) 停職者(法第29条の規定により停職にされている職員をいう。)

(4) 専従休職者(専従許可を受けている職員をいう。)

(5) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、条例第23条第2項に規定する職員以外の職員

(6) 法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員

(7) 法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をしている職員

2 条例第17条第1項後段の企業長が定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。

(1) その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前項各号のいずれかに該当する職員であった者

(2) その退職又は失職の後基準日までの間において条例の適用を受ける職員又は特別職の職員となった者(非常勤である者にあつては、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員その他企業長の定める者に限る。)

(3) その退職に引き続き国又は他の地方公共団体(期末手当及び勤勉手当に相当する給与の支給について、条例の適用を受ける職員としての在職期間を在職期間に通算することを認めているものに限る。)の職員(非常勤である者にあつては、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員その他企業長の定める者に限る。)となった者

(4) その退職が、法第28条第4項の規定による失職又は法第29条第1項の規定による免職の処分を受けた職員で退職した者

3 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6月 100分の100

(2) 5月以上6月未満 100分の80

(3) 3月以上5月未満 100分の60

(4) 3月未満 100分の30

- 4 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。
- 5 第3項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあっては、給料月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 6 職務の級が医療職給料表（1）の2級以上である職員、医療職給料表（2）、医療職給料表（3）及び事務職給料表の3級以上の職員並びにその職務が役職にあるものとして別表第6で定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に同表の職員の欄に掲げる職員の区分に応じてそれぞれ同表の加算割合の欄に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額を第3項の期末手当基礎額とする。
- 7 第3項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。ただし、次の各号に掲げる期間は除算する。
 - (1) 第1項第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間
 - (2) 休職にされていた期間（第1項第4号に掲げる職員として在職した期間を除く。）については、その2分の1の期間
 - (3) 育児休業法第2条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間
 - ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から北播磨総合医療センター企業団職員の育児休業等に関する条例（平成25年北播磨総合医療センター企業団条例第7号。以下「育休条例」という。）第5条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業
 - イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育休条例第5条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業
 - (4) 育児短時間勤務職員等として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

- (5) 第1項第6号及び第7号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間
- 8 公務傷病等による休職者であった期間については、前項の規定にかかわらず、除算は行なわない。
- 9 基準日以前6月以内の期間において、次の各号に掲げる者が条例の適用を受ける職員となった場合は、その期間においてそれらの者として在職した在职期間は、第7項の在職期間に算入する。
- (1) 特別職に属する常勤の職員
- (2) 国又は他の地方公共団体の職員(引き続き条例の適用を受ける職員となった場合に限る。)
- (3) 前2号に準ずるものとして企業長が認める職員
- 10 前項の期間の算定については、第7項及び第8項の規定を準用する。
- 11 条例第23条第2項の管理規程で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。
- (1) 育児休業法第2条の規定により育児休業していた期間
- (2) 第1項第3号、第4号、第6号又は第7号に掲げる職員として在職した期間
- (3) 休職にされていた期間(公務傷病等による休職の期間を除く。)
- 12 企業長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する住民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 13 条例第17条第2項、前項及び第17項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

- 1 4 第9項に掲げる者が引き続き条例の適用を受ける職員となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。
- 1 5 企業長は、一時差止処分を行った場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。
- 1 6 前項の文書の交付は、一時差止処分を受けた者の所在を知ることができない場合においては、その内容を北播磨総合医療センター企業団公告式条例（平成22年北播磨総合医療センター企業団条例第3号）第2条に定める掲示場に掲示することをもってこれに代えることができるものとし、掲示された日から2週間を経過した時に文書の交付があったものとみなす。
- 1 7 企業長は、第12項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 1 8 前項の規定は、企業長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 1 9 企業長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 2 0 第12項から前項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、企業長が別に定める。
- （勤勉手当）

第24条 条例第18条第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定する基準日に在職する職員（条例第18条第2項において準

用する条例第17条第2項各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 休職者。ただし、公務傷病等による休職者を除く。
- (2) 前条第1項第3号、第4号、第6号及び第7号に該当する職員
- (3) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、条例第23条第3項に規定する職員以外の職員

2 条例第18条第1項後段の企業長が定める職員は、前条第2項の規定を準用する。

3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、その職員の勤務成績による割合（以下「成績率」という。）と勤務期間による割合（以下「期間率」という。）とを乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

4 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 前条第6項の規定は、第3項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第6項中「前項」とあるのは「第24条第4項」と、「第3項の期末手当基礎額」とあるのは「同条第3項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

6 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、企業長が定めるものとする。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員

- ア 勤務成績が特に優秀な職員 100分の125.5以上100分の318.75以下
 - イ 勤務成績が優秀な職員 100分の113.75以上100分の125.25未満
 - ウ 勤務成績が良好な職員 100分の93.75以上100分の106.25以下
 - エ 勤務成績が良好でない職員 100分の93.75未満
- (2) 北播磨総合医療センター企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例第3条に規定する特定任期付職員
- ア 勤務成績が優秀な職員 100分の88.7以上100分の266.25以下
 - イ 勤務成績が良好な職員 100分の72.25以上100分の78.75以下
 - ウ 勤務成績が良好でない職員 100分の72.25未満
- 7 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、企業長が定めるものとする。
- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の52.75以上
 - (2) 勤務成績が良好な職員 100分の47.25以上100分の51.25以下
 - (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の47.25未満
- 8 期間率は、基準日以前6月以内の期間における職員の勤務期間に応じて、別表第7に掲げる勤務期間に対応する期間率とする。
- 9 前項に規定する勤務期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。ただし、次の各号に掲げる期間は除算する。
- (1) 前条第1項第3号、第4号、第6号及び第7号に掲げる職員として在職した期間
 - (2) 休職にされていた期間(公務傷病等による休職者であった期間を除く。)
 - (3) 条例第20条の規定により給与の減額の対象となった期間
 - (4) 負傷又は疾病(その負傷又は疾病が公務若しくは通勤に起因する場合を除く。)により勤務しなかった期間から週休日、就業規程第29条第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日及び休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

- (5) 育児休業法第2条の規定により育児休業(第23条第7項第3号ア及びイに掲げる育児休業を除く。)をしている職員として在職した全期間
 - (6) 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間
 - (7) 北播磨総合医療センター企業団職員の育児休業等に関する規程(平成25年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第10号)第16条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
 - (8) 就業規程第36条の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日、就業規程第29条第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日及び休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
 - (9) 就業規程第37条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
 - (10) 基準日以前6月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間
- 10 条例の適用を受ける職員としての在職期間の計算については、前条第9項の規定を準用する。
- 11 前項の期間の算定については、第9項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。
- 12 前条第12項から第20条までの規定は、勤勉手当の支給について準用する。

(期末手当等の支給日)

第25条 条例第17条第1項及び第18条第1項に規定する期末手当及び勤勉手当の支給日は、次の各号に掲げる基準日の別に応じてそれぞれ当該各号に定める日に支給する。ただし、当該各号に定める日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日又は土曜日でない日に支給する。

(1) 6月1日 6月30日

(2) 12月1日 12月10日

(期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額の端数計算)

第26条 第23条第3項の期末手当基礎額及び第24条第3項前段の勤勉手当基礎額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額とする。

(手当の支給方法)

第27条 第3条の規定は、管理職手当、役職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、医師手当及び専門業務手当の支給について準用する。

2 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び特殊勤務手当は、当該勤務した日の属する月の翌月の給料の支給日に支給する。

(給与の減額)

第28条 給与の減額の基礎となる時間数は、一の給与期間の勤務しなかった全時間数によって計算するものとする。この場合において、その時間数に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

2 減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じた月以降の給与から差し引くものとする。

3 職員が負傷又は疾病のため療養(公務傷病等のため療養する場合を除く。)する必要がある、就業規程第34条に規定する病気休暇の承認を受けた職員については、当該休暇が発生した日から起算して90日(結核性疾患の場合は1年)を超えて勤務しないときは、その90日(結核性疾患の倍は1年)を超えて勤務しない1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額するものとする。

(休職者の給与)

第29条 条例第21条に規定する休職者に対する給与の支給は、次の各号に定めるところによる。

(1) 職員が公務傷病等により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

(2) 職員が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の80を支給することができる。

(3) 職員が前2項以外の心身の故障により、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

(4) 職員が、法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

- 2 法第28条第2項の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 3 第1項第2号及び第3号に規定する職員が、当該各号に規定する期間内で条例第17条第1項に規定する基準日前1月以内に退職又は死亡したときは、第25条に規定する日にそれぞれ当該各号の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、第23条第2項第2号から第4号までに掲げる職員については、この限りでない。
- 4 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、条例第17条第2項及び第23条第12項から第20項の規定を準用する。この場合において、第17条第2項中「前項」とあるのは、「第29条第3項」と読み替えるものとする。

(補則)

第30条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、企業長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
(防疫等作業手当の特例)
- 2 職員が、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（企業長が認めるものに限る。）をいう。）から住民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって企業長が認めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。
- 3 前項に規定する作業に従事した場合における防疫等作業手当の額は、当該作業に従事した日1日につき4,000円を超えない範囲内において、企業長が別に定めるところにより支給する。
- 4 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第6項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により、当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とす

る。

5 前項の規定は次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 医師及び歯科医師
- (3) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和5年北播磨総合医療センター企業団条例第2号）第1条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の定年等に関する条例（以下「定年条例」という。）第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第6条に規定する管理監督職を占める職員
- (4) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

6 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第8項において、「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第4項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（企業長が別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第4項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

7 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

8 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第4項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第6項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められる

職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、企業長の定めるところにより、前２項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

- ９ 附則第６項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第４項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、企業長の定めるところにより、前３項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

- １０ 附則第４項から前項までに定めるもののほか、附則第４項の規定による給料月額、附則第６項の規定による給料その他附則第４項から前項までの規定の施行に関し、必要な事項は企業長が別に定める。

附 則（平成２６年１２月２５日企業管理規程第４号）

（施行期日等）

- １ この規程は、平成２６年１２月２５日から施行し、この規程による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成２６年４月１日から適用する。ただし、改正後の給与規程第１９条、第２４条及び附則第５項の規定については、平成２６年１２月１日から適用する。

（給与の内払）

- ２ 改正後の給与規程の規定を適用する場合において、この規定による改正前の北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（非常勤職員の通勤手当）

- ３ 附則第１項の規定は、一般職に属する非常勤職員の任用等に関する規程（平成２２年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第９号）第２１条の規定による通勤手当について準用する。この場合において、同項中「平成２６年４月１日」とあるのは「平成２７年４月１日」と読み替えるものとする。

附 則（平成２７年４月１日企業管理規程第３号）

（施行期日等）

- １ この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- ２ 平成２７年４月１日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び企業長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、企業長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(号給の切替えに伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(企業長が定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程(平成25年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第13号。以下「給与規程」という。)附則第2項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に98.5を乗じて得た額。)を給料として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、企業長の定めるところにより、同項に規定に準じて、給料を支給する。
- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、企業長が定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与規程第3条第5項、第8条、第23条第5項、第24条第4項、附則第2項第3号及び第4号並びに附則第4項の規定の適用については、給与規程第3条第5項、第8条、第23条第5項及び第24条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額と北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程(平成27年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第3号。以下「平成27年改正規程」という。)附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」と、附則第2項第3号及び第4号並びに附則第4項中「給料月額及び」とあるのは「給料月額と平成27年改正規程附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額及び」とする。

(雑則)
- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、企業長が定める。

附 則 (平成28年3月1日企業管理規程第6号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年3月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程(以下「給与規程」という。))別表第1から別表第4の改正規定に限る。)による改正後の給与規程の規定(平成28年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)は、平成27年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定(給与規程第24条及び附則第5項の改正規定に限る。)による改正後の給与規程の規定(平成28年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)は、平成27年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与規程の規定を適用する場合において、この規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成29年3月1日企業管理規程第4号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程(以下「給与規程」という。))別表第1から別表第4の改正規定に限る。)による改正後の給与規程の規定(平成29年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)及び第3条の規定(北播磨総合医療センター企業団職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程(以下「初任給等規程」という。))別表第7の改正規定に限る。)による改正後の初任給等規程の規定(平成29年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)は、平成28年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定(給与規程第24条(第9項の改正規定を除く。))及び附則第5項の改正規定に限る。)による改正後の給与規程の規定(平成29年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)は、平成28年12月1日から適用する。
- 4 第1条の規定(給与規程第24条第9項の改正規定に限る。)による改正後の給与規程の規定及び第3条の規定(初任給等規程別表第9の改正規定に限る。)による改正後の初任給等規程の規定は、平成29年1月1日から適用する。

(給与の内払)

- 5 第1条の規定による改正後の給与規程の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 6 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与規程第11条第1項中「同条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「同条第2項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円(職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第3項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)」と、
「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は条例第6条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)」

とあるのは

- 「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は条例第6条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)
(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)
(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)」

と、同条第9項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第3項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の

改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子、父母等で第3項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

附 則（平成30年3月1日企業管理規程第2号抄）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第4条及び第7条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定（北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）別表第1から別表第4の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定（平成30年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）、第5条の規定（北播磨総合医療センター企業団職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「初任給等規程」という。）別表第7の改正規定に限る。）による改正後の初任給等規程の規定（平成30年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）及び第6条の規定（北播磨総合医療センター企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規程（以下「任期付職員規程」という。）第4条第1項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員規程の規定（平成30年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）は、平成29年4月1日から適用する。
- 3 第3条の規定（給与規程第24条及び附則第5項の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定（平成30年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）及び第6条の規定（任期付職員規程第7条の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員規程の規定（平成30年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）は、平成29年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 第3条の規定による改正後の給与規程又は第6条の規定による改正後の任期付職員規程（以下この項において「改正後の規程」と総称する。）の規定を適用する場合において、第3条の規定による改正前の給与規程又は第6条の規定による改正前の任期付職員規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成31年3月1日企業管理規程第1号抄）

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第4条及び第7条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定(北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程(以下「給与規程」という。)別表第1から別表第4の改正規定に限る。)による改正後の給与規程の規定(平成31年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)、第5条の規定(北播磨総合医療センター企業団職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程(以下「初任給等規程」という。))による改正後の初任給等規程の規定(平成31年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)及び第6条の規定(北播磨総合医療センター企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規程(以下「任期付職員規程」という。)第4条第1項の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員規程の規定(平成31年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)は、平成30年4月1日から適用する。
- 3 第3条の規定(給与規程第24条の改正規定に限る。)による改正後の給与規程の規定(平成31年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)及び第6条の規定(任期付職員規程第7条の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員規程の規定(平成31年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)は、平成30年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 第3条の規定による改正後の給与規程又は第6条の規定による改正後の任期付職員規程(以下この項において「改正後の規程」と総称する。)の規定を適用する場合において、第3条の規定による改正前の給与規程又は第6条の規定による改正前の任期付職員規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (令和2年3月1日企業管理規程第1号抄)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第1条、第2条、第5条、第7条、第9条、第11条及び第13条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員就業規程の規定、第4条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の勤務時間等に関する規程の規定、第6条の規定(北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程(以下「給与規程」という。)別表第1から別表第4の改正規定に限る。)による改正後の給与規程の規定(令和2年3月

1 日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）、第 8 条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「初任給等規程」という。）（令和 2 年 3 月 1 日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）及び第 12 条の規定（北播磨総合医療センター企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規程（以下「任期付職員規程」という。）第 4 条第 1 項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員規程の規定（令和 2 年 3 月 1 日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

- 3 第 6 条の規定（給与規程第 24 条の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定（令和 2 年 3 月 1 日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）及び第 12 条の規定（任期付職員規程第 7 条の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員規程の規定（令和 2 年 3 月 1 日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）は、令和元年 12 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 4 第 6 条の規定による改正後の給与規程又は第 12 条の規定による改正後の任期付職員規程（以下この項において「改正後の規程」と総称する。）の規定を適用する場合において、第 6 条の規定による改正前の給与規程又は第 12 条の規定による改正前の任期付職員規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

- 7 第 7 条の規定による改正後の給与規程の第 13 条の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において第 7 条の規定による改正前の給与規程第 13 条の規定により支給されている住居手当の月額が 2,000 円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る賃貸住宅に居住し、家賃を支払っている者のうち、改正前の給与規程第 13 条の規定による住居手当の額から改正後の給与条例第 13 条の規定による住居手当の額を減じた額が 2,000 円を超えることとなる職員にあっては、一部施行日から令和 3 年 3 月 31 日までの間の住居手当については、改正後の給与規程第 13 条の規定にかかわらず、改正前の給与規程第 13 条の規定による住居手当の額から 2,000 円を減じた額とする。

附 則（令和 2 年 6 月 1 日企業管理規程第 5 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 2 年 11 月 30 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の給与に

関する規程の規定は、令和2年3月1日から適用する。

附 則（令和2年9月1日企業管理規程第9号）

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

附 則（令和2年12月1日企業管理規程第10号）

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日企業管理規程第2号）

（施行期日等）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月15日企業管理規程第5号）

この規程は、公布の日から施行し、令和4年2月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和4年3月31日企業管理規程第8号）

（施行期日）

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第2条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程第23条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）第23条第5項から第7項まで若しくは第29条第1項第1号から第3号まで、第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与規程の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 127.

5分の15

(2) 再任用職員 72. 5分の10

附 則（令和4年6月1日企業管理規程第10号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 1 0 月 1 日企業管理規程第 1 3 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 1 1 月 1 1 日企業管理規程第 1 4 号）

この規程は、公布の日から施行し、令和 4 年 1 1 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年 3 月 1 日企業管理規程第 1 号抄）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定（北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）別表第 1 から別表第 4 の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定（令和 5 年 3 月 1 日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）、第 3 条の規定（北播磨総合医療センター企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規程（以下「任期付職員規程」という。）第 4 条第 1 項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員規程の規定（令和 5 年 3 月 1 日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）及び第 5 条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「初任給等規程」という。）（令和 5 年 3 月 1 日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 第 1 条の規定（給与規程第 2 4 条の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定（令和 5 年 3 月 1 日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）及び第 3 条の規定（任期付職員規程第 7 条の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員規程の規定（令和 5 年 3 月 1 日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）は、令和 4 年 1 2 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年 3 月 2 3 日企業管理規程第 3 号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
（北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第 1 条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程（以下「改正後の給与規程」という。）附則第 4 項から第 1 0 項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）（以下「令和 3 年改正法」という。）附則第 3 条第 5 項又は第 6 項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 3 暫定再任用職員の給料月額、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の給与規程第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の給与規程第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第3条の規定による改正後の就業規程第23条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和5年北播磨総合医療センター企業団条例第2号）第3条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例第25条、改正後の給与規程第23条第4項及び24条第3項の規定は、暫定再任用職員について準用する。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与規程の規定を適用する。
- 7 前5項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月1日企業管理規程第1号抄）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第7条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）別表第1から別表第4の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定（令和6年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）、第3条の規定（北播磨総合医療センター企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規程（以下「任期付職員規程」という。）第4条第1項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員規程の規定（令和6年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）、第5条の規定に

よる改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「初任給等規程」という。）（令和 6 年 3 月 1 日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）及び第 6 条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団会計年度任用職員の給与等に関する規程（以下「会計年度給与規程」という。）（令和 6 年 3 月 1 日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

- 3 第 1 条の規定（給与規程第 2 3 条及び第 2 4 条の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定（令和 6 年 3 月 1 日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）及び第 3 条の規定（任期付職員規程第 7 条の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員規程の規定（令和 6 年 3 月 1 日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）は、令和 5 年 1 2 月 1 日から適用する。

（給与等の内払）

- 4 第 1 条の規定による改正後の給与規程、第 3 条の規定による改正後の任期付職員規程又は第 6 条の規定による改正後の会計年度給与規程（以下この項において「改正後の規程」と総称する。）の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の給与規程、第 3 条の規定による改正前の任期付職員規程又は第 6 条の規定による改正前の会計年度給与規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和 6 年 1 2 月 1 日企業管理規程第 9 号抄）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定（北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）別表第 1 から別表第 4 の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定（令和 6 年 1 2 月 1 日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）、第 3 条の規定（北播磨総合医療センター企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規程（以下「任期付職員規程」という。）第 4 条第 1 項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員規程の規定（令和 6 年 1 2 月 1 日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）、第 5 条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「初任給等規程」という。）（令和 6 年 1 2 月 1 日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）及び第 6 条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団会計年度任用職員の給与等に関する規程（以下「会計年度給与規程」という。）（令和 6 年 1 2 月 1 日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

- 3 第1条の規定（給与規程第23条及び第24条の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定（令和6年12月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）及び第3条の規定（任期付職員規程第7条の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員規程の規定（令和6年12月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）は、令和6年12月1日から適用する。

（給与等の内払）

- 4 第1条の規定による改正後の給与規程、第3条の規定による改正後の任期付職員規程又は第6条の規定による改正後の会計年度給与規程（以下この項において「改正後の規程」と総称する。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与規程、第3条の規定による改正前の任期付職員規程又は第6条の規定による改正前の会計年度給与規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和7年3月21日企業管理規程第3号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）
- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）から令和8年3月31日までの間における第1条の規程による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程（以下「改正後給与規程」という。）第11条の規定の適用については、同条第1項中「に該当する扶養親族（以下この条において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。」とあるのは「に該当する扶養親族については1人につき3,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき11,500円、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。」と、同条第3項第2号中「条例第6条第2項第2号若しくは第4号」とあるのは「条例第6条第2項第3号若しくは第5号」とする。

（令和8年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

- 3 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後給与規程第12条の規定の適用については、同条第2号中「100分の4」とあるのは「100分の2」とする。ただし、研修医は除く。

附 則（令和7年12月18日企業管理規程第9号抄）

この規程は、令和8年1月1日から施行する。

附 則（令和8年2月26日企業管理規程第3号抄）

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第3条、第7条、第8条及び第10条の規定は令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規程（以下「任期付職員規程」という。）の規定、第4条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）の規定及び第9条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団会計年度任用職員の給与等に関する規程（以下「会計年度給与規程」という。）の規定は、令和7年4月1日から、第5条の規定による改正後の給与規程の規定は令和7年7月1日から、第2条の規定による改正後の任期付職員規程の規定及び第6条の規定による改正後の給与規程の規定は令和7年12月1日から、それぞれ適用する。ただし、第1条及び第2条の規定による改正後の任期付職員規程の規定、第4条及び第6条の規定による改正後の給与規程の規定並びに第9条の規定による改正後の会計年度給与規程の規定の適用は、令和8年3月1日において在職する職員に限る。

(給与等の内払)

- 3 前項の規定による改正後の各規程の規定を適用する場合においては、これらの規定による改正前の各規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の各規程の規定による給与の内払とみなす。ただし、第5条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された宿日直手当は、第5条の規定による改正後の給与規程の規定による時間外勤務手当、休日勤務手当及び特殊勤務手当の内払とみなす。

(号給の切替えに伴う経過措置)

- 4 会計年度給与規程の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員のうち、任用された年度の4月1日において60歳に達している者で、第9条の規定による改正後の会計年度給与規程の規定により受けることとなる給料月額が、改正前の会計年度給与規程の規定により受けていた給料月額に達しないこととなるものには、令和8年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 5 前項の規定による給料を支給される職員に関する改正後の会計年度給与規程第12条、第15条及び第15条の2の規定の適用については、改正後の会計年度給与規程の規定により受けることとなる給料月額と前項の規定による給料の額との合計額をもって、これらの規定による算定の基礎となる給料月額とする。

附 則（令和８年８月３１日企業管理規程第７号）
この規程は、令和８年９月１日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

医 療 職 給 料 表 （ 1 ）

（単位 円）

職員の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	314,500	375,600	434,300	505,200
	2	318,000	378,300	436,300	506,700
	3	321,500	380,900	438,200	508,200
	4	324,900	383,300	440,100	509,700
	5	328,300	385,600	441,500	511,300
	6	331,800	388,300	443,500	512,800
	7	335,200	390,900	445,400	514,300
	8	338,600	393,300	447,300	515,800
	9	342,000	395,600	448,700	517,400
	10	345,500	398,300	450,700	518,900
	11	348,900	400,900	452,600	520,400
	12	352,300	403,300	454,500	521,900
	13	355,700	405,600	455,900	523,500
	14	358,800	408,300	457,900	525,000
	15	362,000	410,900	459,800	526,500
	16	365,200	413,300	461,700	528,000
	17	368,500	415,600	463,100	529,600
	18	371,600	418,300	465,100	531,100
	19	374,700	420,900	467,000	532,600
	20	377,700	423,300	468,900	534,100
	21	380,800	425,600	470,300	535,700
	22	383,100	427,800	472,300	537,200
	23	385,400	429,800	474,200	538,700
	24	387,600	431,900	476,100	540,200
	25	389,500	434,000	477,500	541,800
	26	391,200	435,500	479,200	543,300
	27	392,900	437,000	481,000	544,800
	28	394,700	438,500	482,800	546,300
	29	396,400	439,900	484,600	547,900
	30	398,200	441,300	486,300	549,400
	31	399,800	442,800	488,100	550,900
	32	401,100	444,200	489,900	552,400
	33	402,500	445,500	491,700	554,000
	34	403,900	447,000	493,400	555,500
	35	405,300	448,400	495,200	557,000
	36	406,700	449,800	497,000	558,500
	37	408,200	451,100	498,800	560,100
	38	408,900	452,600	500,700	561,600
	39	409,500	454,000	502,600	563,100

40	410, 100	455, 400	504, 500	564, 600
41	410, 900	456, 800	506, 400	566, 200
42	411, 500	458, 200	508, 100	567, 700
43	412, 100	459, 500	509, 900	569, 200
44	412, 600	460, 900	511, 700	570, 700
45	413, 100	462, 300	513, 300	572, 300
46	413, 500	463, 600	515, 100	573, 600
47	414, 000	465, 000	516, 900	574, 900
48	414, 400	466, 400	518, 400	576, 200
49	414, 800	467, 700	519, 800	577, 400
50	415, 100	469, 100	521, 500	578, 300
51	415, 400	470, 400	523, 300	579, 200
52	415, 800	471, 800	525, 000	580, 100
53	416, 100	473, 200	526, 500	581, 000
54	416, 500	474, 900	527, 800	582, 100
55	416, 800	476, 500	529, 100	583, 000
56	417, 200	478, 000	530, 400	583, 900
57	417, 600	479, 600	531, 400	584, 800
58		480, 800	532, 700	585, 700
59		481, 900	534, 000	586, 400
60		483, 000	535, 300	587, 300
61		484, 000	536, 300	588, 200
62		484, 900	537, 100	589, 100
63		485, 800	537, 900	590, 000
64		486, 600	538, 700	590, 700
65		487, 300	539, 600	591, 600
66		488, 000	540, 400	592, 500
67		488, 700	541, 200	593, 400
68		489, 300	541, 900	594, 100
69		489, 900	542, 700	595, 000
70		490, 600	543, 500	595, 900
71		491, 200	544, 200	596, 800
72		491, 800	545, 100	597, 500
73		492, 100	546, 000	598, 400
74		492, 700	546, 800	599, 300
75		493, 300	547, 700	600, 200
76		494, 000	548, 600	600, 900
77		494, 400	549, 400	601, 800
78		495, 000	550, 200	602, 700
79		495, 700	551, 000	603, 600
80		496, 400	551, 700	604, 300
81		496, 800	552, 500	605, 200
82		497, 400	553, 400	
83		498, 000	554, 300	

	84		498,500	555,200	
	85		499,000	556,000	
	86		499,500	556,900	
	87		500,000	557,800	
	88		500,500	558,700	
	89		500,900	559,500	
	90		501,400	560,400	
	91		501,800	561,300	
	92		502,200	562,200	
	93		502,700	563,000	
	94		503,300	563,900	
	95		503,800	564,800	
	96		504,200	565,700	
	97		504,700	566,500	
	98		505,300	567,400	
	99		505,900	568,300	
	100		506,400	569,200	
	101		506,900	570,000	
	102		507,500	570,900	
	103		508,100	571,800	
	104		508,600	572,700	
	105		509,100	573,500	
	106		509,700		
	107		510,300		
	108		510,800		
	109		511,300		
	110		511,900		
	111		512,500		
	112		513,000		
	113		513,500		
定 短 年 時 前 間 再 勤 任 務 用 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		312,900	356,500	412,800	488,500

(備考) この給料表の適用を受ける職員

医師及び歯科医師

別表第2（第5条関係）

医 療 職 給 料 表 （2）

（単位 円）

職員の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	216,900	239,800	290,400	353,100	397,200
	2	218,800	241,100	291,200	354,800	399,100
	3	220,700	242,400	291,900	356,400	401,100
	4	222,800	243,700	292,600	358,000	402,900
	5	224,500	244,900	293,300	359,500	404,700
	6	226,500	246,000	294,100	361,200	406,600
	7	228,700	247,000	294,800	362,800	408,600
	8	230,800	247,900	295,500	364,400	410,400
	9	232,900	249,000	296,200	365,900	412,200
	10	234,000	250,100	296,900	367,600	414,100
	11	235,000	251,200	297,600	369,200	416,100
	12	236,100	252,400	298,300	370,800	417,900
	13	237,200	253,600	299,100	372,300	419,700
	14	238,000	254,800	299,800	374,000	421,600
	15	238,900	256,000	300,600	375,600	423,600
	16	239,700	257,100	301,200	377,200	425,400
	17	240,600	258,100	301,800	378,700	427,200
	18	241,500	259,100	302,900	380,300	429,100
	19	242,400	260,200	304,000	381,900	431,100
	20	243,300	261,200	305,200	383,500	432,900
	21	244,100	262,300	306,300	385,100	434,700
	22	244,900	263,200	307,500	387,100	436,300
	23	245,600	264,000	308,600	389,100	437,900
	24	246,400	264,800	309,800	391,100	439,400
	25	247,100	265,600	311,000	392,500	440,900
	26	247,700	266,400	312,200	394,200	442,200
	27	248,400	267,200	313,400	395,900	443,500
	28	249,100	268,000	314,500	397,600	444,800
	29	249,800	270,500	315,700	399,300	446,100
	30	250,400	273,000	316,900	400,800	447,300
	31	251,000	275,500	318,000	402,300	448,500
	32	251,600	278,000	319,200	403,800	449,600
	33	252,200	280,500	320,400	405,100	450,800
	34	252,800	281,300	321,600	406,400	451,900
	35	253,400	282,100	322,800	407,700	453,100
	36	253,900	282,900	324,000	408,800	454,300
	37	254,300	283,700	326,800	409,900	455,400
	38	254,900	284,500	329,600	411,000	456,200
	39	255,300	285,200	332,400	412,100	456,600

40	255, 700	286, 000	335, 200	413, 200	457, 300
41	256, 100	286, 800	337, 900	414, 000	457, 800
42	256, 600	287, 600	339, 500	414, 800	458, 200
43	257, 100	288, 400	341, 000	415, 500	458, 600
44	257, 600	289, 100	342, 500	416, 300	459, 000
45	257, 900	289, 900	343, 900	416, 700	459, 400
46	258, 200	290, 800	345, 500	417, 300	459, 800
47	258, 500	291, 700	347, 000	417, 800	460, 100
48	258, 800	292, 400	348, 500	418, 200	460, 400
49	259, 100	293, 100	350, 000	418, 600	460, 700
50	259, 400	294, 000	351, 600	418, 800	461, 000
51	259, 700	294, 900	353, 200	419, 100	461, 300
52	260, 000	295, 600	354, 700	419, 400	461, 600
53	260, 300	296, 400	356, 000	419, 700	461, 900
54	260, 600	297, 400	357, 500	420, 000	462, 200
55	260, 900	298, 300	359, 000	420, 300	462, 500
56	261, 200	299, 300	360, 500	420, 600	462, 800
57	261, 500	300, 300	361, 900	420, 800	463, 100
58	261, 800	301, 400	363, 400	421, 100	463, 400
59	262, 100	302, 400	364, 900	421, 400	463, 700
60	262, 400	303, 300	366, 300	421, 700	464, 000
61	262, 700	304, 300	367, 700	421, 900	464, 300
62	263, 000	305, 300	369, 300	422, 100	464, 600
63	263, 300	306, 300	370, 700	422, 400	464, 900
64	263, 500	307, 300	372, 200	422, 700	465, 200
65	263, 700	308, 200	373, 400	422, 900	465, 500
66	264, 000	309, 400	374, 500	423, 100	
67	264, 300	310, 500	375, 700	423, 400	
68	264, 500	311, 600	376, 800	423, 700	
69	264, 700	312, 600	377, 800	423, 900	
70	265, 000	313, 700	378, 600	424, 100	
71	265, 300	314, 800	379, 500	424, 400	
72	265, 500	315, 800	380, 600	424, 700	
73	265, 700	316, 900	381, 600	424, 900	
74	266, 000	317, 900	382, 600	425, 100	
75	266, 300	319, 000	383, 600	425, 400	
76	266, 500	320, 100	384, 500	425, 700	
77	266, 700	322, 000	385, 300	425, 900	
78		323, 900	386, 100		
79		325, 800	387, 000		
80		327, 700	387, 800		
81		329, 800	388, 300		
82		331, 000	389, 100		
83		332, 300	389, 900		

84		333, 500	390, 700		
85		334, 400	391, 100		
86		335, 600	391, 800		
87		336, 800	392, 500		
88		338, 000	393, 100		
89		338, 900	393, 500		
90		339, 900	394, 000		
91		340, 900	394, 600		
92		341, 800	395, 200		
93		342, 700	395, 600		
94		343, 600	396, 100		
95		344, 600	396, 600		
96		345, 500	397, 100		
97		346, 000	397, 700		
98		346, 900	398, 200		
99		347, 600	398, 800		
100		348, 500	399, 400		
101		349, 200	399, 900		
102		349, 500	400, 400		
103		349, 900	400, 800		
104		350, 500	401, 200		
105		351, 100	401, 500		
106		351, 800	402, 000		
107		352, 500	402, 400		
108		353, 100	402, 800		
109		353, 800	403, 200		
110		354, 300			
111		354, 900			
112		355, 500			
113		355, 800			
114		356, 300			
115		356, 700			
116		357, 200			
117		357, 700			
118		358, 200			
119		358, 700			
120		359, 100			
121		359, 400			
122		359, 700			
123		359, 900			
124		360, 200			
125		360, 700			
126		361, 000			
127		361, 300			

	128		361,600			
	129		362,000			
	130		362,300			
	131		362,600			
	132		362,900			
	133		363,300			
定 短 年 時 前 間 再 勤 任 務 用 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		201,300	227,900	271,300	297,800	340,000

(備考) この給料表の適用を受ける職員

薬剤師、医学物理士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、管理栄養士、歯科衛生士、歯科技工士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師及び臨床心理士

別表第3（第5条関係）

医 療 職 給 料 表 （3）

（単位 円）

職員の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	235,900	292,000	305,300	323,000	352,700
	2	237,800	292,500	305,800	324,000	354,400
	3	239,700	293,000	306,300	325,000	356,100
	4	241,600	293,500	306,800	325,900	357,800
	5	243,400	293,900	307,300	326,900	359,600
	6	245,400	294,400	307,800	327,900	361,300
	7	247,400	294,900	308,300	328,900	363,000
	8	249,400	295,400	308,800	329,800	364,700
	9	251,400	295,800	309,300	330,800	366,500
	10	253,400	296,300	309,800	331,800	368,200
	11	255,500	296,800	310,400	332,800	369,900
	12	257,500	297,200	310,800	333,700	371,600
	13	259,400	297,600	311,300	334,700	373,400
	14	260,600	298,100	311,800	335,900	375,100
	15	261,700	298,600	312,400	337,100	376,800
	16	262,800	299,100	312,900	338,300	378,500
	17	263,900	299,500	313,300	339,200	380,300
	18	264,700	300,000	313,900	340,400	382,300
	19	265,600	300,400	314,600	341,500	384,300
	20	266,400	300,900	315,200	342,600	386,300
	21	267,200	301,400	315,800	343,600	388,000
	22	267,900	301,800	316,700	344,700	390,100
	23	268,600	302,300	317,500	345,800	392,200
	24	269,300	302,700	318,400	346,900	394,200
	25	270,100	303,200	319,200	348,000	396,100
	26	270,700	303,600	320,100	349,100	397,700
	27	271,300	304,100	321,000	350,200	399,500
	28	271,800	304,500	321,800	351,300	401,300
	29	272,400	305,000	322,600	352,400	403,000
	30	273,100	305,600	323,400	353,600	404,700
	31	273,800	306,300	324,300	354,700	406,700
	32	274,500	307,000	325,200	355,800	408,400
	33	275,200	307,700	325,900	356,800	410,100
	34	275,800	308,400	327,000	358,100	411,800
	35	276,500	309,100	328,100	359,400	413,600
	36	277,100	309,900	329,100	360,700	415,400
	37	277,900	310,600	330,200	361,900	417,000
	38	279,700	311,400	331,200	363,400	418,700
	39	281,500	312,100	332,300	364,900	420,500

40	283, 300	312, 800	333, 400	366, 400	422, 300
41	285, 200	313, 500	334, 500	367, 600	423, 800
42	285, 900	314, 300	335, 600	369, 100	425, 300
43	286, 600	315, 100	336, 700	370, 500	426, 800
44	287, 300	315, 900	337, 800	371, 900	428, 100
45	287, 900	316, 500	338, 600	373, 300	429, 300
46	288, 500	317, 400	339, 700	374, 300	430, 400
47	289, 000	318, 400	340, 800	375, 700	431, 600
48	289, 400	319, 300	341, 800	377, 000	432, 800
49	289, 800	320, 100	342, 700	378, 300	434, 100
50	290, 400	321, 100	343, 600	379, 700	435, 200
51	290, 900	322, 100	344, 600	381, 000	436, 400
52	291, 300	323, 000	345, 600	382, 300	437, 600
53	291, 700	323, 900	346, 800	383, 800	438, 800
54	292, 200	324, 800	348, 100	385, 000	439, 800
55	292, 600	325, 800	349, 300	386, 100	440, 900
56	293, 100	326, 800	350, 500	387, 300	442, 000
57	293, 600	327, 600	351, 400	388, 400	443, 300
58	294, 000	328, 500	352, 600	389, 300	444, 600
59	294, 500	329, 500	353, 700	390, 300	445, 800
60	294, 900	330, 400	355, 000	391, 200	446, 700
61	295, 400	331, 300	356, 000	391, 800	447, 600
62	295, 800	332, 200	356, 900	392, 600	448, 400
63	296, 300	333, 200	358, 000	393, 400	449, 200
64	296, 800	334, 100	359, 200	394, 200	449, 900
65	297, 200	335, 000	360, 300	394, 900	450, 500
66	297, 600	336, 100	361, 500	395, 600	451, 200
67	298, 100	337, 300	362, 700	396, 300	451, 800
68	298, 500	338, 500	363, 700	396, 900	452, 600
69	299, 000	339, 200	364, 700	397, 500	453, 400
70	299, 700	340, 300	365, 700	398, 100	454, 200
71	300, 400	341, 400	366, 800	398, 800	455, 000
72	301, 100	342, 300	367, 900	399, 400	455, 900
73	301, 800	343, 400	368, 700	400, 100	456, 700
74	302, 700	344, 100	369, 900	400, 600	457, 500
75	303, 600	345, 200	371, 100	401, 200	458, 300
76	304, 300	346, 300	372, 300	401, 700	459, 100
77	305, 000	347, 400	373, 300	402, 100	459, 800
78	305, 900	348, 600	374, 300	402, 700	460, 500
79	306, 700	349, 700	375, 700	403, 100	461, 200
80	307, 500	350, 800	377, 000	403, 400	461, 800
81	308, 200	351, 900	378, 300	403, 700	462, 300
82	309, 100	353, 000	379, 700	404, 200	463, 000
83	310, 000	354, 000	381, 000	404, 600	463, 600

84	310, 800	355, 100	382, 300	404, 900	464, 300
85	311, 700	356, 000	383, 800	405, 200	464, 900
86	312, 500	357, 000	385, 000	405, 700	465, 700
87	313, 400	357, 900	386, 100	406, 200	466, 400
88	314, 300	358, 900	387, 300	406, 600	466, 900
89	315, 100	360, 300	388, 400	406, 900	467, 400
90	316, 000	361, 500	389, 300	407, 300	467, 700
91	317, 000	362, 700	390, 300	407, 800	468, 000
92	317, 900	363, 700	391, 200	408, 200	468, 400
93	318, 400	364, 700	391, 800	408, 600	468, 700
94	319, 200	365, 700	392, 600	409, 000	469, 000
95	320, 100	366, 800	393, 400	409, 500	469, 300
96	320, 900	367, 900	394, 200	409, 900	469, 800
97	321, 700	368, 700	394, 900	410, 300	470, 200
98	322, 600	369, 800	395, 600	410, 700	470, 600
99	323, 600	370, 900	396, 300	411, 200	470, 900
100	324, 600	371, 900	396, 900	411, 600	471, 300
101	325, 500	372, 600	397, 500	412, 000	471, 700
102	326, 500	373, 400	398, 100	412, 400	
103	327, 500	374, 200	398, 800	412, 900	
104	328, 500	374, 900	399, 400	413, 300	
105	329, 300	375, 500	400, 100	413, 700	
106	330, 000	376, 000	400, 600	414, 100	
107	330, 700	376, 500	401, 200	414, 600	
108	331, 300	377, 000	401, 700	415, 000	
109	331, 800	377, 600	402, 100	415, 400	
110	332, 100	378, 100	402, 700	415, 800	
111	332, 600	378, 600	403, 100	416, 300	
112	333, 200	379, 100	403, 400	416, 700	
113	333, 600	379, 500	403, 700	417, 100	
114	334, 100	379, 900	404, 200	417, 500	
115	334, 700	380, 500	404, 600	418, 000	
116	335, 200	381, 000	404, 900	418, 400	
117	335, 600	381, 300	405, 200	418, 800	
118	336, 100	381, 800	405, 700	419, 200	
119	336, 600	382, 100	406, 200	419, 700	
120	337, 100	382, 400	406, 600	420, 100	
121	337, 500	383, 000	406, 900	420, 500	
122	337, 800	383, 500	407, 300	420, 900	
123	338, 100	384, 000	407, 800	421, 400	
124	338, 400	384, 500	408, 200	421, 800	
125	338, 700	385, 100	408, 600	422, 200	
126	339, 100	385, 600		422, 600	
127	339, 400	386, 100		423, 100	

	128	339,700	386,500		423,500	
	129	339,900	387,100		423,900	
	130	340,200	387,600		424,300	
	131	340,500	388,100		424,800	
	132	340,700	388,600		425,200	
	133	340,900	389,200		425,600	
	134	341,200	389,600			
	135	341,500	390,100			
	136	341,800	390,600			
	137	342,000	391,200			
	138	342,300				
	139	342,600				
	140	342,800				
	141	343,000				
	142	343,200				
	143	343,500				
	144	343,700				
	145	344,000				
	146	344,400				
	147	344,800				
	148	345,200				
	149	345,500				
	150	345,900				
	151	346,300				
	152	346,700				
	153	347,000				
	154	347,400				
	155	347,700				
	156	348,100				
	157	348,400				
	158	348,800				
	159	349,200				
	160	349,600				
	161	349,900				
	162	350,300				
	163	350,700				
	164	351,100				
	165	351,400				
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		248,800	269,700	288,100	305,100	343,600

(備考) この給料表の適用を受ける職員

保健師、助産師、看護師、准看護師、救急救命士及び介護福祉士

別表第4（第5条関係）

医 療 職 給 料 表 （4）

（単位 円）

職員の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	242,000	298,400	347,300	391,100
	2	196,900	243,300	299,900	349,000	393,000
	3	198,100	244,700	301,300	350,600	394,900
	4	199,200	246,100	302,700	352,200	396,700
	5	200,300	247,500	304,100	353,800	398,500
	6	202,000	248,900	305,600	355,500	400,400
	7	203,600	250,300	307,000	357,100	402,300
	8	205,200	251,700	308,400	358,700	404,100
	9	206,700	253,100	309,800	360,300	405,900
	10	208,400	254,300	311,300	362,000	407,800
	11	210,000	255,600	312,700	363,600	409,700
	12	211,600	256,900	314,100	365,200	411,500
	13	213,100	258,100	315,500	366,800	413,300
	14	214,800	259,300	316,600	368,500	415,200
	15	216,500	260,500	317,600	370,100	417,100
	16	218,200	261,700	318,800	371,700	418,900
	17	219,400	262,800	320,000	373,300	420,700
	18	221,000	263,900	321,600	375,100	422,600
	19	222,600	265,000	323,200	376,600	424,500
	20	224,100	266,100	324,800	378,200	426,300
	21	225,600	268,100	326,200	379,500	428,100
	22	227,200	270,100	327,800	381,100	429,900
	23	228,800	272,100	329,400	382,700	431,700
	24	230,400	274,100	331,000	384,200	433,500
	25	232,000	276,300	332,400	386,100	435,100
	26	233,700	277,300	334,100	388,000	436,600
	27	235,000	278,300	335,700	389,900	438,100
	28	236,300	279,300	337,300	391,700	439,600
	29	237,600	280,300	338,700	393,200	441,100
	30	238,700	281,300	340,400	395,000	442,400
	31	239,800	282,200	342,100	396,700	443,700
	32	240,900	283,200	343,700	398,300	444,900
	33	242,000	284,200	344,900	400,000	446,100
	34	242,900	285,200	346,800	401,400	447,400
	35	243,800	286,200	348,500	402,800	448,700
	36	244,800	287,200	350,100	404,200	449,900
	37	245,800	288,200	351,600	405,600	451,100
	38	246,700	289,500	353,200	406,800	451,900
	39	247,600	290,800	354,800	408,000	452,700

40	248, 400	292, 000	356, 400	409, 000	453, 500
41	249, 200	293, 200	358, 100	410, 100	454, 100
42	249, 900	294, 500	359, 900	411, 300	454, 700
43	250, 500	295, 700	361, 700	412, 400	455, 300
44	251, 100	296, 900	363, 500	413, 500	455, 900
45	251, 800	297, 900	365, 000	414, 200	456, 600
46	252, 400	299, 100	366, 400	414, 900	457, 400
47	253, 000	300, 300	367, 800	415, 500	457, 800
48	253, 600	301, 600	369, 200	416, 200	458, 500
49	254, 100	302, 900	370, 700	416, 800	459, 000
50	254, 700	303, 900	371, 500	417, 400	459, 400
51	255, 300	304, 900	372, 400	417, 900	459, 800
52	255, 800	305, 900	373, 400	418, 300	460, 200
53	256, 200	307, 000	375, 200	418, 700	460, 600
54	256, 600	308, 200	377, 000	418, 900	460, 900
55	256, 900	309, 300	378, 800	419, 200	461, 200
56	257, 200	310, 500	380, 600	419, 500	461, 500
57	257, 500	311, 600	382, 500	419, 800	461, 800
58	257, 800	312, 900	383, 400	420, 100	462, 100
59	258, 100	314, 200	384, 400	420, 400	462, 400
60	258, 400	315, 500	385, 400	420, 700	462, 700
61	258, 700	316, 700	386, 200	420, 900	463, 000
62	259, 000	318, 000	387, 100	421, 200	463, 300
63	259, 300	319, 300	388, 000	421, 400	463, 600
64	259, 600	320, 600	388, 800	421, 700	463, 900
65	259, 900	321, 900	389, 600	421, 900	464, 200
66	260, 200	323, 100	390, 400	422, 200	464, 500
67	260, 500	324, 400	391, 200	422, 500	464, 800
68	260, 800	325, 500	391, 900	422, 800	465, 100
69	261, 100	326, 400	392, 600	423, 000	465, 400
70	261, 400	327, 700	393, 300	423, 300	465, 700
71	261, 700	329, 000	394, 000	423, 600	466, 000
72	262, 000	330, 300	394, 700	423, 800	466, 300
73	262, 300	331, 400	395, 200	424, 000	466, 600
74	262, 600	332, 700	395, 800	424, 300	
75	262, 900	333, 900	396, 400	424, 600	
76	263, 200	335, 100	397, 100	424, 800	
77	263, 500	336, 400	397, 500	425, 000	
78	263, 800	337, 400	398, 100	425, 300	
79	264, 100	338, 500	398, 700	425, 600	
80	264, 400	339, 600	399, 200	425, 800	
81	264, 700	340, 300	399, 600	426, 000	
82	265, 000	341, 200	400, 200	426, 300	
83	265, 300	341, 900	400, 800	426, 600	

84	265, 600	342, 700	401, 300	426, 800	
85	265, 900	343, 500	401, 700	427, 000	
86	266, 200	343, 900	402, 200		
87	266, 500	344, 400	402, 700		
88	266, 800	345, 100	403, 300		
89	267, 100	345, 900	403, 600		
90	267, 400	346, 600	404, 000		
91	267, 700	347, 300	404, 300		
92	268, 000	347, 900	404, 700		
93	268, 300	348, 400	405, 000		
94		349, 000	405, 300		
95		349, 500	405, 600		
96		350, 100	405, 800		
97		350, 400	406, 000		
98		350, 900	406, 300		
99		351, 200	406, 600		
100		351, 600	406, 800		
101		352, 000	407, 000		
102		352, 500	407, 300		
103		353, 000	407, 600		
104		353, 500	407, 800		
105		353, 800	408, 000		
106		354, 200	408, 300		
107		354, 600	408, 600		
108		355, 000	408, 800		
109		355, 300	409, 000		
110		355, 700			
111		356, 100			
112		356, 500			
113		356, 700			
114		357, 100			
115		357, 500			
116		357, 900			
117		358, 100			
118		358, 400			
119		358, 800			
120		359, 100			
121		359, 400			
122		359, 800			
123		360, 200			
124		360, 600			
125		361, 100			
126		361, 500			
127		361, 900			

	128		362,300			
	129		362,800			
	130		363,200			
	131		363,500			
	132		363,800			
	133		364,200			
定 短 年 時 前 間 再 勤 任 務 用 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		200,300	227,800	269,500	290,100	331,900

(備考) この給料表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第5（第22条関係）

区分及び種類	支給を受ける職員の範囲	手当の額
特別診療等手当	医療職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が4級である者又は北播磨総合医療センター企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年条例第1号）第3条に規定する特定任期付職員（以下、「特定任期付職員」という。）で医師職の者が、正規の勤務時間外において診療業務等に従事した場合で企業長が認める場合	勤務1時間につき3,000円（1日につき5時間を限度とする。）
	医療職給料表（1）の適用を受ける職員（研修医を除く。）が、宿直勤務に引き続く勤務日の正規の勤務時間において北播磨総合医療センター企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第3号の規定により半日以下の職務に専念する義務の免除を受けずに勤務した場合	勤務1時間につき2,500円（1日につき4時間を限度とする。）
	医療職給料表（1）の適用を受ける職員（研修医を除く。）で正規の勤務時間外において蘇生研修の講師として従事した場合で企業長が認める場合	勤務1時間につき2,000円（1日につき5時間を限度とする。）
	全身麻酔業務に従事した医師（研修医を除く。）	1件につき5,000円
	分娩の介助に従事した医師（研修医を除く。）	1件につき5,000円
	他の医療機関から委託された画像診断業務に従事した医師（研修医を除く。）	1件につき1,000円を超えない範囲内において、企業長が別に定める額
	医療職給料表（1）の適用を受ける職員（研修医を除く。）が、一の給与期間において宿日直勤務又は産科領域にかかる宅直勤務を4回以上命ぜられた場合	4回目以降の勤務1回につき10,000円
	医療職給料表（1）の適用を受ける職員（研修医を除く。）が、宿日直勤務中に患者対応した場合	救急搬送の患者対応1件につき500円
	医療職給料表（1）又は医療職給料表（2）の適用を受ける職員が、他の医療機関における診療等の委託業務に従事した場合	従事した時間1時間につき5,000円を超えない範囲内において、企業長が別に定める額
	一の給与期間における正規の勤務時間が、専ら深夜の全部又は一部となる者で企業長が認める職員	月額20,000円
	医療職給料表（1）の適用を受ける職員（研修医を除く。）が、企業長が別に定める時間帯に救急外来を受診した患者について入院を決定し、当該内容が企業長が別に定める基準を満たした場合	1回につき5,000円を超えない範囲内において、企業長が別に定める額

救急医療体制等確保手当	医療職給料表(1)の適用を受ける職員で第19条第1号アに規定する宿日直許可勤務以外の宿日直勤務を命ぜられた場合	勤務1回につき25,000円を超えない範囲において、企業長が別に定める額
	医療職給料表(1)の適用を受ける職員で第19条第1号イに規定する宅直勤務のうち産科領域にかかる宅直勤務を命ぜられた場合	勤務1回につき30,000円
	医療職給料表(1)の適用を受ける職員で正規の勤務時間外において緊急の呼出しを受けて緊急診療等に対応した場合で企業長が別に定める基準を満たした場合(宿日直勤務、産科又は麻酔領域に係る宅直勤務を命ぜられている場合を除く。)	1回につき5,000円を超えない範囲内において、企業長が別に定める額
	医療職給料表(2)、医療職給料表(3)、事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上である者又は特定任期付職員で医師職以外の者が、正規の勤務時間外において緊急の呼出しを受けて緊急診療等に対応した場合で企業長が認める場合	勤務1時間につき1,500円(1日につき5時間を限度とする。)
	12月29日から翌年の1月3日までの間において医療体制の確保に必要な勤務に従事する職員	(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 勤務1時間につき2,000円(勤務1回又は1日につき16,000円を限度とする。) (2) 前号以外の職員 勤務1時間につき1,250円(勤務1回又は1日につき10,000円を限度とする。)
	医療職給料表(1)の適用を受ける職員(研修医を除く。)が、12月29日から翌年の1月3日までの間において病院群輪番制による一次救急実施日に日直勤務した場合	日直勤務1回につき10,000円
	救急医療及び患者搬送を行うためにヘリコプターに搭乗して、機内等において診療等に従事した場合	(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 1回につき5,000円 (2) 前号以外の職員 1回につき3,000円

災害派遣等手当	地震などの自然災害、集団的に傷病者が発生する重大な事故及び武力攻撃災害において、他の官公署からの派遣要請により救命処置等の活動に従事した職員又は被害を受けた被災地で医療救護活動に従事した職員	(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 日額 30,000円 (2) 前号以外の職員 日額 18,000円
	正規の勤務時間外において災害等の発生の恐れがある場合又は発生した場合において、関係機関等との情報伝達等を行うことに備えて待機した場合(待機時間は、宿日直の勤務時間の例とする。)	1回につき9,000円 (勤務時間が5時間未満の場合は、100分の50を乗じて得た額とする。)
防疫等作業手当	企業長が定める感染症の防疫等の業務に従事した場合	作業に従事した日1日につき4,000円を超えない範囲内において、企業長が別に定める額
在宅勤務等手当	住居その他これに準ずるものとして病院長が定める場所において、正規の勤務時間の全部を勤務した場合(一の給与期間において10日を超えた場合に限る。)	月額3,000円
管理職特別業務手当	条例第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員又は特定任期付職員が、正規の勤務時間外において災害への対処その他の緊急の必要に基づく業務又は人材確保等に係る特別な業務に従事した場合	勤務1時間につき3,000円を超えない範囲内において、企業長が別に定める額

別表第6 (第23条関係)

給料表	職員	加算割合
医療職給料表(1)	職務の級が4級の職員	100分の15
	職務の級が3級の職員	100分の10
	職務の級が2級の職員	100分の5
医療職給料表(2)	職務の級が5級の職員	100分の15
	職務の級が4級の職員	100分の10
	職務の級が3級の職員	100分の5
	職務の級が2級の職員で49号給(薬剤師にあつては53号給)以上の職員	
医療職給料表(3)	職務の級が5級の職員	100分の15
	職務の級が4級の職員	100分の10
	職務の級が3級の職員	100分の5
	職務の級が2級の職員で3	

	7号給以上の職員	
事務職給料表	職務の級が5級の職員	100分の15
	職務の級が4級の職員	100分の10
	職務の級が3級の職員	100分の5
	職務の級が2級の職員で3 7号給以上の職員	

別表第 7（第 2 4 条関係）

基準日以前 6 月以内の勤務期間	期間率
6 月	1 0 0 分の 1 0 0
5 月 1 5 日以上 6 月未満	1 0 0 分の 9 5
5 月以上 5 月 1 5 日未満	1 0 0 分の 9 0
4 月 1 5 日以上 5 月未満	1 0 0 分の 8 0
4 月以上 4 月 1 5 日未満	1 0 0 分の 7 0
3 月 1 5 日以上 4 月未満	1 0 0 分の 6 0
3 月以上 3 月 1 5 日未満	1 0 0 分の 5 0
2 月 1 5 日以上 3 月未満	1 0 0 分の 4 0
2 月以上 2 月 1 5 日未満	1 0 0 分の 3 0
1 月 1 5 日以上 2 月未満	1 0 0 分の 2 0
1 月以上 1 月 1 5 日未満	1 0 0 分の 1 5
1 5 日以上 1 月未満	1 0 0 分の 1 0
1 日以上 1 5 日未満	1 0 0 分の 5
0	0

様式第 1 号（第 4 条関係）

扶 養 親 族 届

年 月 日提出

北播磨総合医療センター企業団		所 属 名		氏 名			
企業長 様							
北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程第 1 1 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。							
(証明書等 通添付)							
届出の理由							
☐ 1 新たに職員となった							
☐ 2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある							
☐ 3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある（子、孫及び弟妹で 2 2 歳の年度末を超えたものを除く。）							
扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	所得の年額		届出事由の発生年月日	届出の内容
				種類	金額(円)		
※給与担当部署記入欄							
上記のとおり認定する。 年 月 日 北播磨総合医療センター企業団 企業長				部 長	課 長	係 長	給与担当
扶養手当月額		備 考				受付印	
変更月	年 月 から						
認定前	円						
認定後	円						

※ 「記入上の注意」については、裏面を参照のこと。

〔裏面〕

記入時の注意

- 1 「届出の理由」欄には、該当する理由の□に✓印を付する。
- 2 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額（届出事実の発生年月日以後の１年間の推計額）を記入する。
- 3 「異動事由の発生年月日」欄には、扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合又は扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合にそれぞれその事実の生じた日を記入する。
- 4 「届出の内容」欄には、扶養手当を受ける事実の生じた理由（例えば婚姻、出生、60歳以上等）又は扶養手当の支給を受ける事実のなくなった理由（例えば離婚、死亡等）をそれぞれ記入する。
- 5 「続柄」欄には届出をした職員との続柄を、「同居・別居の別」欄には届出をした職員との同居又は別居の別を記入する。
- 6 届出の事実に係る証明書類を添付する。
- 7 ※印欄は、記入しないこと。

様式第2号（第13条関係）

住居届

年 月 日提出

北播磨総合医療センター企業団		所 属 名		氏 名		
企業長 様						
北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程第13条第4項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。						
(証明書等 通添付)						
届出の理由						
☐ 1 自らが居住する住宅を借り受け、家賃を支払うこととなった ☐ 2 支給の要件を喪失した ☐ 3 転居することとなった（1又は2に該当する場合を除く。） ☐ 4 契約関係の変更（家賃額の変更、契約の更新を含む。） ☐ 5 その他（ ） } 届出事由の発生日 年 月 日						
借家・借間	契 約 年 月 日	年 月 日	契 約 期 間	年 月 日から		
	入 居 年 月 日	年 月 日		年 月 日まで		
	住 宅 の 所 在 地					
	住 宅 の 種 類	☐ 借家 ☐ 借間 ☐ 賄い付下宿		住宅の契約面積	m ²	
	住 宅 の 所 有 者	氏名	続柄（ ）			
		住所				
	住 宅 の 貸 主	氏名	続柄（ ）			
		住所				
	住 宅 の 借 主	☐ 本人 ☐ 扶養親族〔氏名（ ）、続柄（ ）〕				
		共同名義人 ☐ いない ☐ いる〔氏名（ ）、続柄（ ）〕				
世 帯 主 氏 名 (主たる生計維持者)	続柄（ ）					
家 賃 等	月額 円 (年 月 日から)		左記の家賃額には ☐ 電気、ガス又は水道料金が含まれている。 (光熱費込みの下宿代) ☐ 食費等が含まれている。(賄い付下宿代)			
※給与担当部署記入欄						
上記のとおり { ☐ 確認する ☐ 確認し、北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程第13条第6項に規定する家賃の額に相当する額は、 円であると算定する。 年 月 日 北播磨総合医療センター企業団 企業長						
部 長	課 長	係 長	給与担当	住居手当月額		受付印
				変更月	年 月から	
				決定前	円	
				決定後	円	
備 考						

※ 「記入上の注意」については、裏面を参照のこと。

〔裏面〕

記入時の注意

- 1 「届出の理由」欄には、該当する理由の□に✓印を付し、その事実の生じた日を記入するものとする。
- 2 「住宅の種類」欄には、該当する種類の□に✓印を付するものとする。
- 3 「住宅の借主」欄には、該当する借主及び共同名義人の□に✓印を付し、借主が扶養親族である場合及び共同名義人がいる場合には、それぞれ「氏名」及び「続柄」を記入するものとする。
- 4 「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものにかかわる借料又は借り受けた住宅をほかに転貸している場合の転貸部分に係る家賃等を含まない額を記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合（例：光熱費込みの下宿代）又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合（例：賄い付き下宿代）で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額（光熱費込みの下宿代又は賄い付き下宿代）を記入して差し支えない。なお、この場合には、該当するものに✓印を付するものとする。
- 5 契約書の写し等の証明書類を添付するものとする。（届出の理由の2に該当する場合を除く。）

様式第3号（第14条関係）

通 勤 届

年 月 日提出

北播磨総合医療センター企業団		勤務先				主たる届出事由 ☐ 新規 ☐ 住居の変更 ☐ 通勤経路の変更 ☐ 通勤方法の変更 ☐ 運賃等の負担額の変更 上記事実の発生年月日 年 月 日		
企業長 様		所在地						
所属名		氏 名						
住 所								
北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程第14条第11項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。								
順路	通勤方法の別	区 間		片道距離 (概算)	所要時間 (概算)	乗 車 券 等 の 種 類	左 欄 の 乗 車 券 等 の 額	備 考
1		住居から (経由) まで		. km	時間 分		円	
2		から (経由) まで		. km	時間 分		円	
3		から (経由) まで		. km	時間 分		円	
4		から (経由) まで		. km	時間 分		円	
5		から (経由) まで		. km	時間 分		円	
総通勤距離 (片道)		. km		総所要時間 (片道)	時間 分	平均1月間運賃 等負担額	円	
総通勤距離2km未満の場合に 交通機関等を利用する理由				他に利用できる交通機関等 の名称及び利用区間等				
※確認及び決定欄（提出者は記入しないこと。）								
順路	算出の基礎となる交通機関等		定期券 回数券 その他の別	1月の運賃等の額 の算出基礎	1月の運賃等 の額	決 定 事 項		
	交通機関等 の名称	利用区間				条例第9 条の該当 理由	通勤距離 2km以上	☐ 交通機関等利用 ☐ 自動車等使用
1					円		通勤距離 2km未満	☐ 身体障害者
2					円	通勤手当 の月額	規程第14条の額 (距離数に応じた額)	円
3					円		規程第14条の額 (運賃等相当額)	円
4					円	支給の始 期等	年 月 日	☐ 開始 ☐ 改訂
北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程第14条の規定に従い、上記のとおり確認し決定する。 年 月 日 北播磨総合医療センター企業団 企業長							受付印	
部 長	課 長	係 長	給与担当	備 考				

※1 通勤経路の略図（経路朱線）を、この様式の裏面に記入すること。

※2 「記入上の注意」については、裏面を参照のこと。

〔裏面〕

通勤経路の略図

※経路は朱書きすること。

記入時の注意

- 1 この届には通常行っている通勤の実情のみを記入し、例外的な方法等は記入しない。
- 2 「主たる届出事由」欄には、該当する事由の口に✓印を付し、その事実が生じた日を記入するものとする。
- 3 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、電車、バス等の別を記入するものとする。
- 4 「乗車券の種類」欄には、6月定期、11枚綴り回数券、優待乗車券等の別を記入するものとする。
- 5 「左欄の乗車券等の額」欄には、6月定期の額、11枚綴り回数券の額等乗車券等に応ずる金額を記入し、その写しを添付するものとする。
- 6 「備考」欄には、定期券を持たない理由、回数券の片道及び月間の使用枚数を記入するものとする。
- 7 往路と復路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入し、順路中の空欄に異なる部分を記入するものとする。